

昭和四十四年政令第二百三十二号

都市再開発法施行令

内閣は、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の規定に基づき、この政令を制定する。

第一章 総則（第一条・第一条の二）

第一章の二 第一種市街地再開発事業及び第二種市街地再開発事業に関する都市計画（第一条の三―第一条の五）

第二章 施行者

第一節 総則（第二条―第四条）

第二節 個人施行者（第四条の二）

第三節 市街地再開発組合（第五条―第十二条）

第四節 再開発会社（第二十二條の二・第二十二條の三）

第五節 地方公共団体及び独立行政法人都市再生機構等（第二十二條の四・第二十二條の五）

第三章 第一種市街地再開発事業（第二十三條―第四十六條）

第三章の二 第二種市街地再開発事業（第四十―六条の二―第四十六條の十四）

第三章の三 三土地区画整理事業との一体的施行に関する特則（第四十六條の十五・第四十六條の十六）

第三章の四 再開発事業の計画の認定（第四十六條の十七・第四十六條の十八）

第四章 雑則（第四十七條―第五十五條）

第一章 総則

（公共施設）

第一条 都市再開発法（以下「法」という。）第二条第四号の政令で定める公共の用に供する施設は、緑地、下水道、河川、運河、水路並びに学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する公立学校のうち小学校、中学校及び義務教育学校とする。

第一条の二 法第二条の三第一項の政令で定める大都市は、東京都（特別区の存する区域に限る。）、大阪市、名古屋、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市、広島市、仙台市、川口市、さいたま市、千葉市、船橋市、立川市、堺市、東大阪市、尼崎市及び西宮市とする。

（法第二条の三第一項の政令で定める大都市）

第一章の二 第一種市街地再開発事業に関する都市計画（法第三条第二号の政令で定める耐用年限）

Table with 3 columns: Building type (e.g., 事務所, 図書館), Duration (e.g., 五十年), and Material (e.g., 鉄骨鉄筋コンクリート).

八倉庫事業用の倉庫 三十二年

（法第三条の二第二号イ（一）の政令で定める安全上又は防火上支障がある建築物等）

第一条の四 法第三条の二第二号イ（一）の安全上又は防火上支障がある建築物で政令で定めるものは、その敷地が建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十三条の規定に適合しない建築物、同法第四十四条第一項の規定に適合しない建築物（同法第四十二条第一項第四号の規定に係るものを除く。）、同法第五十三条の規定に適合しない建築物（その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分（同法第二条第六号に規定する延焼のおそれのある部分をいう。）を防火構造としたものを除く。）又は同法第六十二条の規定に適合しない建築物とする。

2 法第三条の二第二号イ（一）及び（二）の政令で定める割合は、十分の七とする。

3 法第三条の二第二号ロの重要な公共施設で政令で定めるものは、次に掲げる公共施設で、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十一条第一項の都市施設に関する都市計画において定められたものとする。

一 駅前広場で、面積が六千平方メートル以上のもので、（二）以上の駅前広場で、相互にその機能を補足し、かつ、それらの合計面積が六千平方メートル以上であるものを含む。

二 大規模な火災等が発生した場合における公衆の避難の用に供する公園、緑地又は広場として、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画においてその位置及び面積が定められているもの

三 次に掲げる道路

イ 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条の一般国道又は都道府県道

ロ その他の道路で、幅員十六メートル（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域の全部又は一部を含む都市計画区域内においては、二十二メートル）以上のもの

（第一種市街地再開発事業について都市計画法を適用する場合の読替え）

第一条の五 法第六条第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

Table with 2 columns: Original text (e.g., 読み替読み替えられ読み替える字句) and Replacement text (e.g., 読み替読み替えられ読み替える字句).

読み替読み替えられ読み替える字句

第六十条 第六十二条都市再開発法第百八十八条第一項の規定にの二第一項各号（同条第一項の告示又は六項において準用する場

の編入に係る第六十三条第二項において準用する第六十二条第一項の規定による告示

第六十条 事業地

第六十条 施行地区

第六十条 告示

2 前項の代表者の権限に加えた制限は、これをもつて組合に対抗することができない。

3 第一項の代表者の解任は、組合にその旨を通知するまでは、これをもつて組合に対抗することができない。

第六條 法第二十一条の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 地方公共団体又は地方公共団体が財産を提供して設立した一般社団法人若しくは一般財団法人(第四十条の二第一号において「特定一般社団法人等」という。)
- 二 地方住宅供給公社又は日本労働者住宅協会
- 三 前二号に掲げる者以外の者で参加組合員として組合が施行する市街地再開発事業に参加するのに必要な資力及び信用を有するもの

第七條 法第二十一条又は第二項の認可を受けた者は、組合の設立の認可の公告後、遅滞なく、組合員の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに所有権を有する組合員、借地権を有する組合員又は参加組合員の別その他国土交通省令で定める事項を記載した組合員名簿を作成しなければならない。

- 2 法第二十一条第一項又は第二項の認可を受けた者又は理事長は、次項の規定による通知を受けたとき、又は組合員名簿の記載事項の変更を知つたとき、遅滞なく、組合員名簿に必要な変更を加えなければならない。
- 3 組合員は、組合員名簿の記載事項に変更を生じたときは、その旨を組合に通知しなければならない。

第八條 法第二十六条第一項(法第三十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定により組合の理事若しくは監事又は総代の解任を請求しようとする組合員の代表者(以下「解任請求代表者」という。)は、次に掲げる事項を記載した解任請求書を添え、当該組合に対し、文書をもつて解任請求代表者証明書の交付を請求しなければならない。

- 一 その解任を請求しようとする理事若しくは監事又は総代の氏名
- 二 解任の請求の理由
- 三 解任請求代表者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)

2 前項の請求があつたときは、当該組合は、解任請求代表者が組合員であることを確認したうえ、直ちにこれに解任請求代表者証明書を交付し、かつ、その旨を公告するとともに、あわせて当該組合の主たる事務所の存する市町村の長に通知しなければならない。

3 市町村長は、前項の規定による通知があつたときは、直ちに次条第一項の規定による署名の収集の際に立ち合わせるためその職員のうちから立会人を指名し、これを解任請求代表者及び組合に通知しなければならない。

4 組合は、第二項の規定による公告の際あわせて組合員の三分の一の数を公告しなければならない。

第九條 解任請求代表者は、あらかじめ、場所及び前条第二項の公告があつた日から二週間を超えない範囲内において日時を定めて、署名簿に解任請求書又はその写し及び解任請求代表者証明書又はその写しを添え、組合員に対し、署名簿に署名をすることを求めなければならない。

- 2 解任請求代表者は、前項の場所及び日時を定めたときは、その日の少なくとも二日前に立会人に通知しなければならない。
- 3 署名をしようとする者は、組合員名簿に記載された者であるかどうかについて立会人の確認を受けた上、署名簿に署名をするものとする。
- 4 前項の場合において、組合員が法人であるときは、その指定する者が署名をするものとし、かつ、当該法人が組合員名簿に記載された者であるかどうか及び当該署名をする者が当該法人の指定する者であるかどうかについて立会人の確認を受けるものとする。

第十條 解任請求代表者は、署名簿に署名をした者の数が第八條第四項の規定により公告された数以上の数となつたときは、署名期間満了の日から五日以内に立会人の証明を経た署名簿を添えて、解任請求書を組合に提出しなければならない。

- 2 前項の立会人の証明は、署名簿の末尾にその旨を記載した上、署名をすることによつて行うものとする。

第十一條 第八條第二項及び第四項並びに第九條第一項及び第四項において「組合員」とは、第八條第二項の公告があつた日の前日現在における組合員名簿に記載された者をいう。

2 第九條第三項及び第四項において「組合員名簿」とは、前項の組合員名簿をいう。

第十二條 法第二十六条第二項(法第三十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定による組合の理事若しくは監事又は総代の解任の投票(以下「解任の投票」という。)は、第十條第一項の規定による解任請求書の提出があつた日から二週間以内に行なわなければならない。

- 2 前項の場合において、組合は、解任投票所並びに投票の期日及び時間を定め、これらの事項を、その解任を請求された理事若しくは監事又は総代の氏名及びその請求の要旨とともに、投票の期日の少なくとも五日前に公告しなければならない。

第十三條 解任の投票における投票は、前条第二項の公告があつた日現在における組合員名簿(第七項において「組合員名簿」という。)に記載された組合員(次項、第三項、第六項、第九項及び第十一項並びに第十六條第一項において「組合員」という。)が投票用紙に解任に対する同意又は不同意の旨を記載してするものとする。

- 2 前項の場合において、組合員が法人であるときは、その指定する者が同項の投票をするものとする。
- 3 組合員(法人を除く。以下この項において同じ。)は、代理人により第一項の投票をすることができ、この場合において、代理人は、同時に五人以上の組合員を代理することができない。
- 4 第二項又は前項の場合において、法人の指定する者又は代理人は、それぞれ投票の際その権限を証する書面を組合に提出しなければならない。
- 5 投票は、一人一票とし、無記名により行なう。
- 6 投票用紙は、投票日の当日、解任投票所において組合員に交付するものとする。
- 7 組合員名簿に記載されていない者、組合員名簿に記載された者であつても組合員名簿に記載されることができない者及び投票の当日組合員でない者は、投票をすることができない。
- 8 投票をしようとする者が明らかに本人でないと思はれるときは、理事長は、その投票を拒否しなければならない。

9 前二項の場合において、理事長が投票を拒否しようとするときは、あらかじめ、立会人(組合が組合員のうちから本人の承諾を得て選任した者一人及び解任請求代表者が組合員のうちから本人の承諾を得て組合に届け出た者一人とする。以下同じ。)の意見をきかなければならない。

10 理事長は、立会人の立会の下に投票を点検し、同意又は不同意の別に有効投票数を計算しなければならない。

11 前項の場合においては、理事長は、立会人の意見をきいて投票の効力を決定するものとする。その決定に当たつては、次項の規定に反しない限りにおいて、その投票をした組合員の意思が明らかであれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

12 次の各号の一に該当する投票は、無効とする。

- 一 所定の投票用紙を用いないもの
- 二 同意又は不同意の旨以外の事項を記載したもの
- 三 同意又は不同意の旨の記載のないもの
- 四 同意又は不同意の旨を確認することが困難なもの

第十四條 解任の投票の結果が判明したときは、組合は、直ちにこれを公告しなければならない。

- 2 理事若しくは監事又は総代は、解任の投票において過半数の同意があつたときは、前項の公告があつた日にその地位を失う。

第十五條 理事長は、解任投票録を作り、解任の投票に関する次第を記載し、立会人とともに、これに署名しなければならない。

- 2 解任投票録は、組合において、その解任を請求された理事若しくは監事又は総代の任期間保存しなければならない。
- (解任の投票又は解任の投票の結果の効力に関する異議の申出)
- 第十六條** 組合員は、解任の投票又は解任の結果の効力に関し異議があるときは、第十四條第一項の公告があつた日から二週間以内に、組合に対し、文書をもつて異議を申し出ることができる。
- 2 組合は、前項の異議の申出を受けたときは、その申出を受けた日から二週間以内に、異議に

対する決定をしなければならない。この場合において、決定は、文書によつて行ない、理由を附して申出人に交付するとともに、その要旨を公告しなければならない。

3 組合は、第一項の規定により解任の投票の効力に関する異議の申出があつた場合において、解任の投票に関する規定に違反することがあるときは、投票の結果に異議を及ぼすおそれがある場合に限り、その解任の投票の全部又は一部の無効を決定しなければならない。

4 組合は、第一項の規定により解任の投票の結果の効力に関する異議の申出があつた場合においても、その解任の投票が前項の場合に該当するときは、その解任の投票の全部又は一部の無効を決定しなければならない。

(解任請求の禁止期間)

第十七条 法第二十六条第一項(法第三十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定による組合の理事若しくは監事又は総代の解任の請求は、その就任の日から六箇月間及び法第二十六条第二項(法第三十六条第三項において準用する場合を含む。)又は法第二百二十五条第六項の規定によるその解任の投票の日から六箇月間は、することができない。

(都道府県知事の行う解任の投票)

第十八条 法第二百二十五条第六項の規定による組合の理事若しくは監事又は総代の解任の投票(以下「都道府県知事の行う解任の投票」という。)は、同項に規定する組合員の申出があつた日から二週間以内に行わなければならない。

2 前項の場合において、都道府県知事は、解任投票所並びに投票の期日及び時間を定め、これらの事項を、その解任を請求された理事若しくは監事又は総代の氏名及びその請求の要旨とともに、投票の期日の少なくとも五日前に公告しなければならない。

3 第十三条から第十六条までの規定は、都道府県知事の行う解任の投票について準用する。この場合において、第十三条第一項中「前条第二項」とあるのは「第十八条第二項」と、第十三条第四項及び第九項、第十四条第一項、第十五条第二項並びに第十六条中「組合」とあるのは「都道府県知事」と、第十三条第八項から第十一项までの規定及び第十五条第一項中「理事長」とあるのは「都道府県知事が指名するその職員」と、第十六条第一項中「第十四条第一項」とあるのは「第十八条第三項において準用

する第十四条第一項」と読み替えるものとする。

(総代の解任の請求に関する特例)

第十九条 施行地区内の宅地について所有権を有する組合員及び施行地区内の宅地について借地権を有する組合員が各別に総代を選挙するものと定款で定めている場合における法第三十六条第三項において準用する法第二十六条第一項及び第二項、法第二百二十五条第六項後段並びに第八條、第九條、第十一條、第十三條(前条第三項において準用する場合を含む。)、第十六條(前条第三項において準用する場合を含む。)、及び前条第一項の規定の適用については、これらの規定中「組合員」及び「総組合員」とあるのは、「施行地区内の宅地の所有者である組合員又は施行地区内の宅地について借地権を有する者である組合員」と読み替えるものとする。

第二十條 定款の変更のうち法第三十三条の政令で定める重要な事項は、次に掲げるものとする。
一 参加組合員に関する事項の変更
二 費用の分担に関する事項の変更
三 総代会の新設又は廃止
四 事業計画又は事業基本方針の変更のうち法第三十三条の政令で定める重要な事項は、次に掲げるものとする。
一 施行地区の変更
二 工区の施設、変更又は廃止
三 参加組合員の負担金及び分担金の納付

第二十一條 参加組合員が法第四十条第一項の規定により納付すべき負担金の納付期限、分割して納付する場合における分割の回数、各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額その他の負担金の納付に関する事項は、定款で定めるものとする。この場合において、最終の納付期限は、法第二百二十五条第二項の公告の日から一月を超えてはならない。

2 参加組合員以外の組合員が賦課金を納付すべき場合においては、参加組合員は、分担金を納付するものとする。
3 分担金の額は、参加組合員の納付する負担金の額及び参加組合員以外の組合員が施行地区内に所有する宅地又は借地権の価額を考慮して、賦課金の額と均衡を失しないように定めるものとし、分担金の納付方法は、賦課金の賦課徴収の方法の例によるものとする。

(組合に置かれる審査委員)
第二十二條 第四条の二の規定は、組合に置かれる審査委員について準用する。この場合において、同条第三項中「都道府県知事の承認を受けて」とあるのは、「総会の議決を経て」と読み替えるものとする。

第四節 再開発会社

(特定事業参加者の負担金の納付)
第二十二條の二 法第五十条の三第一項第五号に規定する特定事業参加者が法第五十条の十第一項の規定により納付すべき負担金の納付期限、分割して納付する場合における分割の回数、各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額その他の負担金の納付に関する事項は、規程で定めるものとする。

(法第五十条の十四第一項の審査委員)
第二十二條の三 第四条の二の規定は、再開発会社を選任する審査委員について準用する。

第五節 地方公共団体及び独立行政法人都市再生機構等

(特定事業参加者の負担金の納付)
第二十二條の四 法第五十二条第二項第五号(法第五十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定する特定事業参加者が法第五十六条の二第一項又は法第五十八条の二第一項の規定により納付すべき負担金の納付期限、分割して納付する場合における分割の回数、各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額その他の負担金の納付に関する事項は、施行規程で定めるものとする。

(延滞金)
第二十二條の五 法第五十六条の三第二項(法第五十八条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定により徴収することができる延滞金の額は、督促状において指定した期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該督促に係る負担金の額(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、その負担金の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる額は、その納付があつた負担金の額を控除した額とする。

第三章 第一種市街地再開発事業
第二十三條 法第六十三条第三項の規定により土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第

九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、同条第三項各号(第三号を除く。)に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

(設置又は堆積の制限を受ける物件)

第二十四條 法第六十六条第一項の政令で定める移動の容易でない物件は、その重量が五トンをこえる物件(容易に分割され、分割された各部分の重量がそれぞれ五トン以下となるものを除く。)とする。

(国土交通大臣等の認可を要しない権利変換計画の変更)
第二十五條 権利変換計画の変更のうち法第七十二条第四項の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 法第七十三条第一項第二号、第七号又は第十二号に掲げる事項の変更
二 法第七十三条第一項第五号、第十号又は第十九号から第二十一号までに掲げる事項のうち氏名若しくは名称又は住所の変更
三 法第七十三条第一項第十四号に掲げる事項のうち氏名又は住所の変更
四 法第七十三条第一項第二十二号に掲げる事項のうち施設建築物敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等又は個別利用区内の宅地の明細の変更
五 前各号に掲げるもののほか、権利変換計画の変更で、当該変更に係る部分について利害関係を有する者の同意を得たもの

(施設建築物の所有を目的とする地上権の共有持分及び施設建築物の共有持分の割合)
第二十六條 法第七十三条第一項第二号に掲げる者が取得することとなる施設建築物の所有を目的とする地上権の共有持分及び当該施設建築物の共用部分の共有持分の割合は、付録第一の式によつて算出しなければならない。

(過小な床面積の基準)
第二十七條 法第七十九条第二項の政令で定める基準は、次に掲げるものとする。
一 人の居住の用に供される部分については、三十平方メートル以上五十平方メートル以下
二 事務所、店舗その他これらに類するものに供される部分については、十平方メートル以上二十平方メートル以下

九十四條第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、同条第三項各号(第三号を除く。)に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

び同法第四十八条の四に規定する自動車専用道路、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第三条第一項に規定する河川並びに学校教育法第二条第二項に規定する公立学校のうち小学校、中学校及び義務教育学校とする。

（施設建築物の一部等の価額等の確定）

第四十一条 法第百三条第一項の規定による施設建築物若しくはその共有持分、施設建築物の一部等若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権の価額又は施設建築物の地代の額の確定は、第二十八条から第二十九条までの規定の例により行わなければならない。

2 法第百三条第一項の規定による施設建築物の一部の家賃の額は、第三十条の規定の例により定めた標準家賃の額に、国土交通省令で定めるところにより、当該施設建築物の一部について賃借権を与えられることとなる者が施行地区内の建築物について有していた賃借権の価額を考慮して、必要な補正を行つて確定しなければならない。

（特定建築物が取得する部分以外の部分に係る特定施設建築物の整備に要した費用の額の確定）

第四十一条の二 法第百四条第二項の規定による特定建築物が取得する部分以外の部分に係る特定施設建築物の整備に要した費用の額の確定は、当該特定施設建築物の整備に要した費用の額から、当該特定建築物が取得する特定施設建築物の部分の整備に要した費用の額を控除して行うものとする。

2 前項の特定建築物が取得する特定施設建築物の部分の整備に要した費用の額の確定については、第二十八条第四項の規定を準用する。この場合において、付録第二中「その者」とあるのは「特定建築物」と、「要する」とあるのは「要した」と読み替えるものとする。

（清算金の分割徴収）

第四十二条 法第百六条第一項の規定により清算金を分割して徴収する場合において当該清算金に付すべき利子は、その利率を法第百三条第一項の規定による通知を發した日における法定利率以内で施行者が定める率とし、一回の納付期限の翌日から付するものとする。この場合において、当該利率は、施行者が、組合であると

きは定款で、再開発会社であるときは規準で、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構若しくは地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）であるときはその施行規程で定めなければならない。

2 法第百六条第一項の規定により清算金を分割して徴収する場合においてその最終回の納付期限は、第一回の納付期限の翌日から起算して、五年以内とする。ただし、当該清算金を納付する者の資力が乏しいため当該清算金を五年以内に納付することが困難であると認められるときは、十年以内とすることができ。

3 法第百六条第一項の規定により清算金を分割して徴収する場合における当該清算金の分割徴収に關し必要な事項は、前二項に定めるもののほか、施行者が、組合であるときは定款で、再開発会社であるときは規準で、地方公共団体又は機構等であるときはその施行規程で定めなければならない。

（延滞金）

第四十三条 法第百六条第三項の規定により徴収することができる延滞金は、当該督促に係る清算金の額（以下この項において「督促額」という。）が千円以上である場合に徴収するものとし、その額は、督促状において指定した期限の翌日から納付の日までの日数に應じ、督促額（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、督促額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる額は、その納付があつた督促額を控除した額とする。

2 前項の延滞金は、その額が十円未満であるときは、徴収しないものとする。

（法第百九条の二第一項の政令で定める第一種市街地再開発事業）

第四十三条の二 法第百九条の二第一項の政令で定める第一種市街地再開発事業は、建築基準法第四十四条（第一項第三号を除く。）の規定に適合して、道路の上下の空間又は地下において施設建築物の全部又は一部を建築する第一種市街地再開発事業とする。

（施設建築物敷地の道路部分の価額の概算額）

第四十三条の三 法第百九条の二第二項前段に規定する場合においては、第二十八条第一項中「控除した額」とあるのは、「控除した額（法第

百九条の二第三項に規定する施設建築物敷地の道路部分にあつては、当該敷地価額から、当該敷地価額に基準日における近傍同種の道路の所有を目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百六十九條の二第一項の地上権の価額がその地上権に係る土地の価額に占める割合を参酌して定めた当該施設建築物敷地の道路部分に係る道路の所有を目的とする同項の地上権の価額が当該敷地価額に占める割合（以下「道路の地上権割合」という。）を乗じて得た額及び当該敷地価額に地上権の割合を乗じて得た額を控除した額」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（施設建築物敷地を立体的に利用する必要がある第一種市街地再開発事業）

第四十三条の四 法第百九条の三第一項の政令で定める第一種市街地再開発事業は、都市計画法第十一条第三項の規定により当該都市計画施設の区域について都市高速鉄道を整備する立体的な範囲が定められている第一種市街地再開発事業とする。

（都市高速鉄道が存することとすることができ施設建築物敷地の上の空間又は地下の範囲）

第四十三条の五 法第百九条の三第一項の政令で定める範囲は、都市計画法第十一条第三項の規定により当該都市計画施設の区域について定められている都市高速鉄道を整備する立体的な範囲とする。

（施設建築物敷地の都市高速鉄道部分の価額の概算額）

第四十三条の六 法第百九条の三第二項前段に規定する場合においては、第二十八条第一項中「控除した額」とあるのは、「控除した額（法第百九条の三第三項に規定する施設建築物敷地の都市高速鉄道部分にあつては、当該敷地価額から、当該敷地価額に基準日における近傍同種の都市高速鉄道の所有を目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百六十九條の二第一項の地上権の価額がその地上権に係る土地の価額に占める割合を参酌して定めた当該施設建築物敷地の都市高速鉄道部分に係る都市高速鉄道の所有を目的とする同項の地上権の価額が当該敷地価額に占める割合（以下「都市高速鉄道の地上権割合」という。）を乗じて得た額及び当該敷地価額に地上権の割合を乗じて得た額を控除した額」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（施行地区内の権利者等の全ての同意を得た場合の特則に係るこの政令の適用についての読替え）

第四十四条 法第百十條第一項の場合においては、第二十五条第四号中「施設建築物敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等」とあるのは、「施設建築物敷地若しくは施設建築物に關する権利」と読み替えて、同号の規定を適用する。

（指定宅地の権利者以外の権利者等の全ての同意を得た場合の特則に係るこの政令の適用についての読替え等）

第四十四条の二 法第百十條の二第二項の場合においては、第二十五条第四号中「施設建築物敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等」とあるのは「施設建築物敷地若しくは施設建築物に關する権利」と、第二十八条第一項中「掲げる施設建築物敷地」とあるのは「掲げる施設建築物敷地に關する権利」と、「から、当該敷地価額に基準日における近傍同種の建築物の所有を目的とする地上権の価額がその敷地の価額に占める割合を参酌して定めた施設建築物の所有を目的とする地上権の価額が当該敷地価額に占める割合（以下「地上権の割合」という。）を乗じて得た額を控除した」とあるのは、「当該施設建築物敷地に關する権利の価額が当該敷地価額に占める割合を乗じて得た」と、同条第三項中「施設建築物の一部等」とあるのは「施設建築物に關する権利」と、「施設建築物」とあるのは、「当該施設建築物」と、「費用のうち当該施設建築物の一部の整備に要するもの」とあるのは「費用」と、「施設建築物の一部の価額」とあるのは「施設建築物の価額」と、「敷地価額に地上権の割合を乗じて得た額に第二十六条の規定により定めた地上権の共有持分の割合を乗じて得た額を加えた」とあるのは「当該施設建築物に關する権利を与えられることとなる者及び当該施設建築物に關する他の権利を与えられることとなる者の全ての同意を得て定めた当該施設建築物に關する権利の価額が当該施設建築物に占める割合を乗じて得た」と、「施設建築物の一部の整備に要する費用」とあるのは「施設建築物の整備に要する費用」と、第四十一条の見出し中「施設建築物の一部

等」とあるのは「施設建築敷地又は施設建築物に関する権利」と、同条第一項中「施設建築物地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等若しくは」とあるのは「施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利又は」と、「価額又は施設建築敷地の地代の額」とあるのは「価額」と、「から第二十九条まで」とあるのは「及び第二十八条の二」と読み替えて、これらの規定を適用する。

2 次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に定める規定は、適用しない。
 一 法第九十条の二第二項の場合及び法第九十一条の二第二項前段に規定する場合のいずれにも該当する場合 第四十三条の二
 二 法第九十条の二第二項の場合及び法第九十一条の二第二項前段に規定する場合のいずれにも該当する場合 第四十三条の六
 (施設建築敷地に地上権を設定しないこととする特則に係るこの政令の適用についての読替え等)

第四十五条 法第九十一条の場合においては、第二十五条第四号中「施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等」とあるのは「建築施設の部分」と、第二十六条(見出しを含む)中「施設建築物の所有を目的とする地上権」とあり、及び付録第一中「施設建築物の所有を目的とする地上権(以下「地上権」という。）」とあるのは「施設建築敷地」と、第四十一条の見出し中「施設建築物の一部等」とあるのは「建築施設の部分」と、同条第一項中「施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等若しくは」とあるのは「建築施設の部分又は」と、「価額又は施設建築敷地の地代の額」とあるのは「価額」と、「第二十八条から第二十九条まで」とあるのは「第二十八条の二及び第四十六条」と、付録第一中「地上権にあつては、当該地上権の設定された施設建築敷地」とあるのは「施設建築敷地にあつては、当該施設建築敷地」と、「地上権にあつては、その者が取得することとなる施設建築物の一部の位置による当該地上権の設定された施設建築敷地の利用価値」とあるのは「施設建築敷地にあつては、その者が取得することとなる施設建築物の一部の位置による利用価値」と読み替えて、これらの規定を適用する。

第四十六条 法第九十一条の場合においては、法第七十三条第一項第四号に掲げる建築施設の部

分の価額の概算額は、合計価額と施設建築物の整備に要する費用の額とを合計した額のうち当該建築施設の部分に要する費用の額以上であり、かつ、基準日における近傍類似の土地の価額及び近傍同種の建築物の価額を参酌して定められた当該建築施設の部分の価額の見込額をこえない範囲内において定めなければならない。ただし、当該建築施設の部分に要する費用の額が当該建築施設の部分の価額の見込額をこえるときは、当該建築施設の部分の価額の見込額とする。

前項の建築施設の部分に要する費用は、付録第四の式によつて算出するものとする。
 3 次の各号に掲げる場合においては、法第七十三条第一項第四号に掲げる建築施設の部分の価額の概算額は、前二項の規定にかかわらず、前二項の規定により定められた額から、それぞれ当該各号に定める額を控除した額とする。
 一 法第九十一条の場合及び法第九十条の二第二項前段に規定する場合のいずれにも該当する場合 同条第三項に規定する施設建築敷地の道路部分の価額に施設建築敷地の共有持分の割合及び道路の地上権割合を乗じて得た額
 二 法第九十一条の場合及び法第九十条の二第二項前段に規定する場合のいずれにも該当する場合 同条第三項に規定する施設建築敷地の都市高速鉄道部分の価額に施設建築敷地の共有持分の割合及び都市高速鉄道の地上権割合を乗じて得た額
 第三章の二 第二種市街地再開発事業
 (国土交通大臣等の認可を要しない管理処分計画の変更)
 第四十六条の二 管理処分計画の変更のうち法第九十一条の六第四項の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
 一 法第九十一条の七第一項第二号又は第四号に掲げる事項の変更
 二 譲受け希望の申出又は賃借り希望の申出の撤回に伴う法第九十一条の七第一項第三号又は第五号に掲げる事項の変更
 三 法第九十一条の七第一項第七号に掲げる事項のうち氏名若しくは名称又は住所の変更
 四 法第九十一条の七第一項第八号に規定する建築施設の部分の明細の変更
 五 前各号に掲げるもののほか、管理処分計画の変更で、当該変更に係る部分について利害関係を有する者の同意を得たもの

(建築施設の部分の価額の概算額)
 第四十六条の三 法第九十一条の七第一項第三号に掲げる建築施設の部分の価額の概算額は、施設建築敷地及び施設建築物の整備に要する費用の額のうち当該建築施設の部分に要する費用の額以上であり、かつ、法第九十一条の七第一項第十号の基準日における近傍類似の土地の価額及び近傍同種の建築物の価額を参酌して定められた当該建築施設の部分の価額の見込額をこえない範囲内において定めなければならない。ただし、当該建築施設の部分に要する費用の額が当該建築施設の部分の価額の見込額を超えるときは、当該建築施設の部分の価額の見込額とする。
 2 前項の建築施設の部分に要する費用は、付録第五の式によつて算出するものとする。
 3 次の各号に掲げる場合においては、法第九十一条の七第一項第三号に掲げる建築施設の部分の価額の概算額は、前二項の規定にかかわらず、前二項の規定により定められた額から、それぞれ当該各号に定める額を控除した額とする。
 一 法第九十一条の二第五項前段に規定する場合 同項において準用する法第九十条の二第三項に規定する施設建築敷地の道路部分の価額に施設建築敷地の共有持分の割合及び道路の地上権割合を乗じて得た額
 二 法第九十一条の二第五項前段に規定する場合 同項において準用する法第九十条の二第三項に規定する施設建築敷地の都市高速鉄道部分の価額に施設建築敷地の共有持分の割合及び都市高速鉄道の地上権割合を乗じて得た額
 (施設建築物の一部の標準家賃の概算額)
 第四十六条の四 施行者が施設建築物の一部を賃貸しする場合における標準家賃の概算額の算定については、第三十条の規定の例による。
 (施設建築敷地の共有持分及び施設建築物の共用部分の共有持分の割合)
 第四十六条の五 法第九十一条の七第一項第二号に掲げる者が取得することとなる施設建築敷地の共有持分及び当該施設建築物の共用部分の共有持分の割合については、第二十六条の規定を準用する。この場合において、同条中「施設建築物の所有を目的とする地上権」とあり、及び付録第一中「施設建築物の所有を目的とする地上権(以下「地上権」という。）」とあるのは「施設建築敷地」と、付録第一中「地上権にあ

つては、当該地上権の設定された施設建築敷地」とあるのは「施設建築敷地にあつては、当該施設建築敷地」と、「地上権にあつては、その者が取得することとなる施設建築物の一部の位置による当該地上権の設定された施設建築敷地の利用価値」とあるのは「施設建築敷地にあつては、その者が取得することとなる施設建築物の一部の位置による利用価値」と読み替えるものとする。
 (過小な床面積の基準)
 第四十六条の六 法第九十一条の十において準用する法第九十条第二項の政令で定める基準については、第二十七条の規定を準用する。
 (縦覧手続を要しない管理処分計画の修正又は変更)
 第四十六条の七 管理処分計画の修正又は変更のうち法第九十一条の十において準用する法第八十三条第四項ただし書又は第五項の政令で定める軽微な修正又は変更は、次に掲げるものとする。
 一 法第九十一条の七第一項第二号、第四号、第八号又は第九号に掲げる事項の修正又は変更
 二 譲受け希望の申出又は賃借り希望の申出の撤回に伴う法第九十一条の七第一項第三号又は第五号に掲げる事項の変更
 三 法第九十一条の七第一項第七号に掲げる事項のうち氏名若しくは名称又は住所の変更
 四 前各号に掲げるもののほか、管理処分計画の変更で、当該変更に係る部分について利害関係を有する者の同意を得たもの
 (審査委員の同意又は市街地再開発審査会の議決を要しない管理処分計画の変更)
 第四十六条の八 管理処分計画の変更のうち法第九十一条の十において準用する法第八十四条第一項の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
 一 法第九十一条の七第一項第二号、第四号、第八号又は第九号に掲げる事項の変更
 二 譲受け希望の申出又は賃借り希望の申出の撤回に伴う法第九十一条の七第一項第三号又は第五号に掲げる事項の変更
 三 法第九十一条の七第一項第七号に掲げる事項のうち氏名若しくは名称又は住所の変更

がないと認めるものについては、これらの建築物を一の建築物とみなして、前項の規定を適用する。

(事務の区分)

第五十四条 この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第二条の二及び第五十条第二項に規定する事務(都道府県又は機構等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。))が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。

二 第三条に規定する事務(機構等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。))が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。

2 この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

一 第二条の二及び第五十条第二項に規定する事務(個人施行者、組合、再開発会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。)

二 第三条に規定する事務(組合、再開発会社及び市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。)

三 第八条第三項に規定する事務(国土交通省令への委任)

第五十五条 法及びこの政令に定めるもののほか、法及びこの政令の実施のため必要な手続その他の事項は、国土交通省令で定める。

附則 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

第二条 次に掲げる政令は、廃止する。 一 防災建築街区造成法施行令(昭和三十六年政令第二十一号)

二 公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律施行令(昭和三十六年政令第二十九号)

(市街地改造事業等に関する経過措置) 第三条 法附則第四条第一項に規定する市街地改造事業については、旧公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律施行令は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。

2 法附則第四条第二項に規定する防災建築街区造成組合、防災建築街区造成事業及び防災建築物については、旧防災建築街区造成法施行令は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。(法附則第五条第一項から第三項までの規定による貸付金の償還期間等)

第四条 法附則第五条第四項の政令で定める期間は、五年(二年の据置期間を含む。)とする。

2 前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第五条第一項の規定により読み替えて準用される法律(昭和三十年法律第七十九号)第六条第一項の規定による貸付けの決定(以下「貸付決定」という。)ごとに、当該貸付決定に係る法附則第五条第一項から第三項までの規定による貸付金(以下「国の貸付金」という。)

の交付を完了した日(その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の翌日以後の日である場合は、当該年度の末日の前々日)の翌日から起算する。

3 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

4 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。

5 法附則第五条第七項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

附則 (昭和四五年四月一日政令第四八号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四九年七月三〇日政令第二七九号) 抄 この政令は、工業再配置・産炭地域振興団法の一部を改正する法律の施行の日(昭和四十九年八月一日)から施行する。

附則 (昭和五〇年一〇月二四日政令第三〇四号) 抄 (施行期日) 1 この政令は、都市再開発法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第六十六号)の施行の日(昭和五十年十一月一日)から施行する。

附則 (昭和五五年八月三〇日政令第二三一号) 抄 (施行期日) 1 この政令は、民事執行法の施行の日(昭和五十五年十月一日)から施行する。

附則 (昭和五五年二月二三日政令第三三五号) 抄 (施行期日) 1 この政令は、都市再開発法の一部を改正する法律(昭和五十六年一月一日)から施行する。

附則 (昭和五六年八月三日政令第二六八号) 抄 (施行期日) 1 この政令は、都市再開発法の一部を改正する法律(昭和五十六年七月一日)から施行する。

附則 (昭和五九年六月九日政令第一八二号) 抄 (施行期日) 1 この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附則 (昭和六二年九月四日政令第二九五号) 抄 (施行期日) 1 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六三年一月一日政令第三三二号) 抄 (施行期日) 1 この政令は、都市再開発法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行の日(昭和六三年十一月十五日)から施行する。

附則 (平成元年一月二一日政令第三〇九号) 抄 (施行期日) 1 この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日(平成元年十一月二十二日)から施行する。

附則 (平成二年一月九日政令第三二五号) 抄 (施行期日) 1 この政令は、大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成二年法律第六十二号)の施行の日(平成二年十一月二十日)から施行する。

附則 (平成六年九月一九日政令第三〇三号) 抄 (施行期日) 1 この政令は、行政手続法の施行の日(平成六年十月一日)から施行する。

附則 (平成六年二月二一日政令第三九八号) 抄 (施行期日) 1 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律中第二編第十二章の改正規定並びに地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第一章の規定及び附則第二項の規定の施行の日(平成七年四月一日)から施行する。

附則 (平成七年二月二六日政令第三六六号) 抄 (施行期日) 1 この政令は、法の施行の日から施行する。

附則 (平成九年一月六日政令第三二五号) 抄 (施行期日) 1 この政令は、都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律(平成十年法律第八十号)の施行の日(平成十年八月二十八日)から施行する。

附則 (平成一〇年八月二六日政令第二八六号) 抄 (施行期日) 1 この政令は、都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律(平成一〇年八月二六日政令第二八六号)の施行の日(平成一〇年八月二六日)から施行する。

附則 (平成一一年六月二五日政令第二二六号) 抄 (施行期日) 1 この政令は、平成一一年四月一日から施行する。

附則 (平成一一年六月二五日政令第二二六号) 抄 (施行期日) 1 この政令は、都市開発資金の貸付けに関する法律(平成一一年法律第二十五号)の一部の施行の日(平成一一年六月三十日)から施行する。

附則 (平成一一年六月二五日政令第二二六号) 抄 (経過措置) 第二条 この政令の施行の際現に施行中の市街地再開発事業であつて都市再開発法第六十六条第一項(同法第六十八条の二十四第二項において準用する場合を含む。)の規定により清算金を分割徴収するものに係る当該清算金に付すべき利率は、第一条の規定による改正後の都市再開発法施行令第四十二条第一項の規定により定められた率が適用されるまでの間について

施行する。

附則 (平成一一年六月二五日政令第二二六号) 抄 (施行期日) 1 この政令は、公布の日から施行する。

地方自治法改正法」という。) 附則第二条に規定する施行時特例市(以下この条において「施行時特例市」と、「第百三十七条」とあるのは「第百三十七条(平成二十六年地方自治法改正法附則第四十八条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、「中核市の」とあるのは「中核市又は施行時特例市の」とする。

附則(平成二十七年一月二十六日政令第 三九二号) 抄

第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附則(平成二十七年二月一六日政令第 四二二号)

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則(平成二十八年二月一七日政令第 四三三号) 抄

第一条 この政令は、改正法施行日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附則(平成二十八年八月二九日政令第 八八号)

この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年九月一日)から施行する。

附則(平成二十九年三月二三日政令第 四〇号) 抄

第一条 この政令は、第五号施行日(平成二十九年四月一日)から施行する。

附則(平成三〇年六月六日政令第 一八三号)

この政令は、民法の一部を改正する法律の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

附則(令和元年六月一九日政令第 三〇号) 抄

第一条 この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日(令和元年六月二十五日)か

ら施行する。ただし、第八条中独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令附則第三条の表の改正規定は、公布の日から施行する。

附則(令和元年六月二八日政令第 四四〇号) 抄

第一条 この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附則(令和元年二月二五日政令第 二〇二号) 抄

この政令は、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

附則(令和三年八月四日政令第 二二四号)

この政令は、令和三年九月一日から施行する。

附則(令和四年二月二日政令第 三七号) 抄

1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。
付録第一(第二十六条、第四十五条、第四十六條の五関係)

$$R_1 = \frac{A_1 r_1}{\sum A_i r_i}$$

R₁は、その者が取得することとなる施設建築物の所有を目的とする地上権(以下「地上権」という。)の共有持分又は施設建築物の共用部分の共有持分の割合

A₁は、その者が取得することとなる施設建築物の一部の床面積

A_iは、地上権にあつては、当該地上権の設定された施設建築敷地にある各施設建築物の一部の床面積、施設建築物の共用部分にあつては、

当該施設建築物の共用部分を共用する各施設建築物の一部の床面積

r₁は、地上権にあつては、その者が取得することとなる施設建築物の一部の位置による当該地上権の設定された施設建築敷地の利用価値による比率でA₁に対応するもの、施設建築物の共用部分にあつては、その者が取得することとなる施設建築物の一部の位置による当該施設建築物の共用部分に対する利用上又は構造上の依存度による比率でA₁に対応するもの

r_iは、地上権にあつては、当該地上権の設定された施設建築敷地にある各施設建築物の一部の位置による当該施設建築敷地の利用価値による比率でA_iに対応するもの、施設建築物の共用部分にあつては、当該施設建築物の共用部分を共用する各施設建築物の一部の位置による当該施設建築物の共用部分に対する利用上又は構造上の依存度による比率でA_iに対応するもの

備考 A₁及びA_iについては、同一床面積当たりの容積が著しく大又は小である施設建築物の一部があるときは、必要な補正を行なうものとする。

付録第二(第二十八条、第三十条、第四十一条、第四十二条の二、第四十六条の四、第四十六条の十四関係)

C₁は、その者が取得することとなる施設建築物の一部の整備に要する費用

$$C_1 = \frac{CbA_1}{\sum A_i} + \sum C'bRb_1$$

C₁は、その者が取得することとなる施設建築物の一部の整備に要する費用

C_bは、当該施設建築物の整備に要する費用のうち、施設建築物の共用部分以外の部分に係るもの

C、bは、当該施設建築物の整備に要する費用のうち、施設建築物の共用部分でR_{b1}に対応するものに係るもの

A₁は、その者が取得することとなる施設建築物の一部の床面積

A_iは、当該施設建築物に属する各施設建築物の一部の床面積

R_{b1}は、その者が取得することとなる各施設建築物の共用部分の共有持分の割合

備考 A₁及びA_iについては、各施設建築物の一部の同一床面積当たりの容積が異なるときは、必要な補正を行なうものとする。

付録第三(第三十三条の二、第四十六条の八の二、第四十六条の九関係)

$$\frac{Pc'}{Pc} \times 0.8 + \frac{Pi'}{Pi} \times 0.2$$

備考 P_c、P_{c'}、P_i、P_{i'}は、それぞれ次の数値を表すものとする。

P_c 基準日の属する月及びその前後の月の全国総合消費者物価指数の相対平均。

P_{c'} 変換計画の認可の公告の日においてこれらの月の全国総合消費者物価指数及び投資財指数が公表されていない場合においては、これらの指数が公表されている最近の三箇月の全国総合消費者物価指数の相対平均とする。

P_i 変換計画の認可の公告の日においてこれらの月の全国総合消費者物価指数及び投資財指数が公表されていない場合においては、これらの指数が公表されている最近の三箇月の全国総合消費者物価指数及び投資財指数が公表

されている最近の三箇月の全国総合消費者物価指数及び投資財指数が公表

されている最近の三箇月の全国総合消費者物価指数及び投資財指数が公表

$$C_1 = \frac{C_b A_1}{\Sigma A_i} + \Sigma C' b R b_1 + C_s R s_1$$

されている最近の三箇月の全国総合消費者物価指数の相加平均

Pi 基準日の属する月及びその前後の月の投資財指数の相加平均。ただし、権利変換計画の認可の公告の日においてこれらの月の全国総合消費者物価指数及び投資財指数が公表されていない場合においては、これらの指数が公表されている最近の三箇月の投資財指数の相加平均とする。

Pi、権利変換計画の認可の公告の日において全国総合消費者物価指数及び投資財指数が公表されている最近の三箇月の投資財指数の相加平均

二 各月の全国総合消費者物価指数の基準年が異なる場合又は各月の投資財指数の基準年が異なる場合においては、従前の基準年に基づく月の指数を変更後の基準年である年の従前の基準年に基づく指数で除し、百を乗じて得た数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を、当該月の指数とする。

三 Pc、/Pc又はPi、/Piにより算出した数値に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

付録第四（第四十一条、第四十六条関係）

$$C_1 = \frac{C_b A_1}{\Sigma A_i} + \Sigma C' b R b_1 + C_s R s_1$$

C1は、その者が取得することとなる建築施設の部分に要する費用

Csは、合計価額

Rs1は、その者が取得することとなる施設建築敷地の共有持分の割合

Cb、C、b、A1、Ai及びRb1は、付録第二に定めるものの例による。

付録第五（第四十六条の三、第四十六条の十関係）

C1は、その者が取得することとなる建築施設の部分に要する費用

Csは、当該施設建築敷地の整備に要する費用

Cb、C、b、A1、Ai及びRb1は付録第二に、Rs1は付録第四に定めるものの例による。

付録第六（第四十六条の十、第四十六条の十三関係）

次の表の上欄に掲げる施設建築物の区分に応じ、同表の下欄に掲げる式

	<p>一 当該施設建築物が建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二十一条に規定する区分所有権の目的たる施設建築物の部分のある建築物である場合</p>
$C_1 = \frac{C_b A_1 R b_1}{\Sigma A_i} + \Sigma C' b R' b_1 + C_s R s_1$	

<p>C1は、施設建築敷地又は施設建築物の整備に要する費用のうち、その者が取得することとなる施設建築敷地又は施設建築物に関する権利に係る費用</p> <p>Cbは、一の項に掲げる場合にあつては、当該施設建築物の整備に要する費用のうち施設建築物の共用部分以外の部分に係るもの、二の項に掲げる場合にあつては、当該施設建築物の整備に要する費用</p> <p>C、bは、当該施設建築物の整備に要する費用のうち、施設建築物の共用部分でR、b1に対応するものに係るもの</p> <p>A1は、その者が取得することとなる施設建築物の一部の床面積又はその者がその共有持分を取得することとなる施設建築物の一部の床面積</p> <p>Rb1は、一の項に掲げる場合にあつては、その者が施設建築物の一部を取得することとなる</p>	<p>二 当該施設建築物が一の項に規定する建築物以外の建築物である場合</p>
$C_1 = C_b R b_1 + C_s R s_1$	

ときは一、その者が施設建築物の一部の共有持分を取得することとなるときは当該共有持分の割合、二の項に掲げる場合にあつては、その者が施設建築物を取得することとなるときは一、その者が施設建築物の共有持分を取得することとなるときは当該共有持分の割合

R、b1は、その者が取得することとなる各施設建築物の共用部分の共有持分の割合（その者が取得することとなる各施設建築物の共用部分にあつては、一）

R s 1は、その者が取得することとなる施設建築敷地に関する権利の価額が当該施設建築敷地の価額に占める割合

C s は付録第五に、A i は付録第二に定めるものの例による。

備考 A 1については、付録第二の備考の規定の例による。